

## 高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金交付要綱（令和3年3月31日付け医福第1156号岐阜県健康福祉部長通知。以下「県要綱」という。）に基づき、人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する在宅の障がい者が、災害等による停電時においても安心して日常生活を継続する上で必要となる非常用電源装置等の購入費用を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要電源障がい者 県要綱第2条第1項に規定する要電源重度障がい児者をいう。ただし、県要綱第2条第1項第2号中「知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。
- (2) 非常用電源装置等 県要綱第2条第2項に規定する非常用電源装置等であって、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第10条第1項に規定する表示が付されているもので、原則、日本語の取扱説明書があるものをいう。ただし、当該非常用電源装置等の使用者が日本語以外の言語を使用する場合においては、この限りでない。
- (3) 個別計画 県要綱第2条第3項に規定する個別計画であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の14に規定する個別避難計画をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記載され、本市で在宅生活を送る要電源障がい者であって、当該要電源障がい者についての個別計画が策定されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

- (1) 医療機関等に入院中の者及び障がい者施設等に入所中の者
- (2) 県要綱に基づく助成を受けた実績のある者
- (3) 高山市暴力団排除条例（平成24年高山市条例第2号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びに破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体に所属する者

(助成額)

第4条 助成額は、別表第1のとおりとし、要電源障がい者1人につき、非常用電源装置等の各種類のうちいずれか1つの購入費用を1回に限り助成する。ただし、同表の規定による助成後の自己負担額（購入費用のうち別表第1の基準額を超えた分に係る自己負担分を除く。）が、別表第2の所得区分等ごとに定める自己負担上限額を超える場合は、当該自己負担上限額を超える額を別表第1の規定による助成額に加算した額を助成する。

2 前項の決定のために用いる世帯の範囲は、別表第3のとおりとする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、未成年者にあつてはその保護者が申請するものとする。

- (1) 高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業見積書（別記様式第2号）
- (2) 非常用電源装置等の詳細を確認できる資料
- (3) 呼吸器機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては身体障害者手帳の写し
- (4) 呼吸器機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては医師が作成した非常用電源装置等使用証明書（別記様式第3号）
- (5) 高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業申請手続きに係る委任状（別記様式第4号）（要電源障がい者（未成年者にあつては、その保護者。以下同じ。）以外が申請の手続きを行う場合に限る。）
- (6) 宣誓書兼同意書（別記様式第5号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、その内容を審査のうえ助成の可否を決定する。

2 市長は、前項の審査の結果、助成することを決定したときは、高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業助成金交付決定通知書（別記様式第6号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業助成券（別記様式第7号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、助成しないことを決定したときは、高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業助成金不交付決定通知書（別記様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 前条の規定により、助成の決定を受けた者が、申請の内容を変更しようとするとき又は助成を受けることを中止しようとするときは、高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業変更申請書（中止届）（別記様式第9号）に交付決定通知書の写し及び助成券を添付して、市長に提出しなければならない。

(変更承認)

第8条 市長は、前条の規定により変更の申請があったときは、その内容を審査のうえ変更の承認の可否を決定する。

2 市長は、前項の審査の結果、変更を承認したときは、高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業変更承認通知書（別記様式第10号）により申請者に通知するとともに、変更後の助成券を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、変更を承認しないときは、高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業変更不承認通知書（別記様式第11号）により申請者に通知するとともに、変更前の助成券を返却するものとする。

（助成金の請求）

第9条 助成の決定を受けた者は、非常用電源装置等を購入後、助成が決定した日が属する年度の末日までに高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業助成金請求書（別記様式第12号）に助成券（助成の決定を受けた者が購入額又は自己負担額を支払ったことを販売事業者が証明したものに限る。）を添付して、市長に請求しなければならない。

2 市長は、請求内容を審査のうえ適正と認めたときは、請求書を受け取った日から30日以内に助成金を交付するものとする。

（代理受領による助成金の請求）

第10条 前条の規定にかかわらず、助成の決定を受けた者と非常用電源装置等を販売する事業者（以下「事業者」という。）の間で、助成金の請求及び受領に係る委任がなされているときは、事業者が助成の決定を受けた者に代わって助成金の請求及び受領を行うものとする。

2 前項の規定により、助成の決定を受けた者に代わって助成金の請求及び受領を行う事業者は、助成の決定を受けた者が負担すべき額として助成券に記載された額を徴収の上で領収書を交付して非常用電源装置等の引き渡しを行い、その引き渡しを証明する内容を含む高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業助成金の請求及び受領に係る委任状（別記様式第13号）を受領しなければならない。

3 前項の事業者が助成金を請求するときは、高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業助成金請求書（別記様式第12号。以下「請求書」という。）に前項の助成券及び委任状を添付して市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の請求について、内容を審査した上で適正と認めたときは、請求書を受け取った日から30日以内に助成券に記載された公費負担額を事業者に支払うものとする。

5 前項の規定による支払いがあったときは、助成の決定を受けた者に対し助成金の交付があったものとみなす。

（代理受領事業者の登録申請）

第11条 市長は、非常用電源装置等の助成金の代理受領を行う事業者（以下「代理受領事業者」という。）を、申請により予め販売店ごとに登録するものとする。

2 前項の規定による登録の申請を行おうとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業代理受領事業者登録申請書（別記様式第14号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 定款（個人にあつては履歴及び営む事業の内容が分かるもの）

(2) 登記事項証明書（個人にあつては市町村発行の身分証明書）

(3) その他登録に関し市長が必要と認める書類

（代理受領事業者の登録決定）

第12条 市長は、前条第2項の申請内容が代理受領事業者として適当と認められる場合には、申請事業者を代理受領事業者として登録することを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録を決定したときは、高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業代理受領事業者登録通知書（別記様式第15号）により、当該代理受領事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による登録を行わないときは、その理由を示して、高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業代理受領事業者不登録通知書（別記様式第16号）により、申請事業者に通知するものとする。

（登録内容変更等の届出）

第13条 代理受領事業者は、登録事項の内容に変更が生じたときは、高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業代理受領事業者登録内容変更届出書（別記様式第17号）を、市長に提出しなければならない。

2 代理受領事業者は、事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業代理受領事業者（廃止・休止・再開）届出書（別記様式第18号）を、市長に提出しなければならない。

（登録の期間及び更新）

第14条 第12条の規定による登録の有効期間は、登録開始日が属する年度を初年度として起算して5年度目の年度末までとする。

2 登録期間後も引き続き登録を希望する事業者は、登録の有効期間が経過する前に第11条第2項の規定による登録手続きを行わなければならない。この場合において、登録の決定がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

（登録の取消し）

第15条 市長は、代理受領事業者の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合

においては、第12条第1項の規定により行った登録の決定を取り消すことができる。

- (1) 助成金の請求に関し不正を行ったとき。
- (2) 不正な手段により第12条第1項に規定する登録の決定を受けたとき。
- (3) 第18条第1項に規定する質問若しくは検査に応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反していると市長が認めたとき。

(代理受領事業者に係る情報提供)

第16条 市長は、代理受領事業者に係る情報のうち、次に掲げるものを要電源障がい者を含む市民に周知するものとする。

- (1) 販売店の名称、住所及び連絡先
- (2) 取り扱う非常用電源装置等の種類
- (3) その他市長が必要と認める事項

(関係帳簿等の保存)

第17条 代理受領事業者は、代理受領に係る帳簿及び関係書類を5年間保存しなければならない。

(報告等)

第18条 市長は、助成金の支給に関して必要があると認めるときは、申請者及び代理受領事業者並びにこれらの者であったものに対し、報告を求め、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は市職員に関係者に対して質問させ、代理受領事業者の事務所及び販売店に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の質問又は検査を行う場合においては、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(財産の処分の制限)

第19条 助成の決定を受けた者は、本事業によって購入した非常用電源装置等を本事業の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、助成の決定を受けた者が本事業によって購入した非常用電源装置等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(助成の取消し等)

第20条 市長は、助成の決定を受けた者又は代理受領事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 助成決定内容と異なる非常用電源装置等を購入し助成金の交付を受けたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により助成の決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が助成金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるときは、高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業助成金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第19号）により通知する。

（台帳の整備）

第21条 市長は、助成金の交付状況を明確にするため台帳を整備するものとする。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱による高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業を行うための準備行為は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

別表第1（第4条関係）

非常用電源装置等の種類	基準額（1個当たり）	助成額
正弦波インバーター発電機	120,000円	基準額と購入額（消費税込み）のいずれか低い額に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、非常用電源装置等の維持に要する経費（ガソリン、カセットボンベ、エンジンオイル等の購入費を含む点検、整備費等）を除く。
ポータブル蓄電池	60,000円	
DC/ACインバーター（カーインバーター）	30,000円	

別表第2（第4条関係）

所得区分等			自己負担上限額
生活保護受給世帯等			0円
市町村民税非課税世帯			0円
市町村民税課税世帯	障がい児（18歳未満）	所得割28万円未満	4,600円
	障がい者（18歳以上）	所得割16万円未満	9,300円

1 この表において、「生活保護受給世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者の世帯をいう。

2 この表において「市町村民税」及び「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいい、本要綱第6条第1項に規定する決定があった月の属する年度（決定があった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）のものをいう。

別表第3（第4条関係）

電源が必要な医療機器を使用する者の年齢区分	世帯の範囲
18歳未満	保護者及び保護者と同一の世帯（住民基本台帳法による世帯をいう。以下同じ。）に属する者
18歳以上	本人及び本人と同一の世帯に属するその配偶者